

・住宅地における屋外喫煙の規制について

Q. 現在品川区では、路上喫煙を禁止としているのは主要駅の付近のみとなっていますが、住宅密集地での路上喫煙および屋外喫煙所の設置禁止について、ご検討いただけないでしょうか。

住宅地に住んでおりますが、自宅の目の前にある会社が、道路に面して喫煙所を設置しており、毎日喫煙者が集まっています。煙草の自動販売機もあることからか、その会社の社員だけでなく通勤途中の方なども多く利用しているようです。屋外とはいえ、日常的にも副流煙および匂いが近隣へ流れており、大変不快に思っています。

また、夜間は飲酒後に立ち寄る方もいるようで、喫煙所で大きな声で話す方がおり、迷惑しています。

もちろん利用者のマナーの問題でもあるとは思いますが、そもそも住宅地での喫煙所について、なんらかの条例があっても良いのでは無いかと考えております。子供が多い地域でもありますので、このような状況が改善されるような対策をして頂きたいです。

何卒ご検討の程、お願い申し上げます。

A. 今回いただきました、住宅密集地での路上喫煙および屋外喫煙所の設置禁止についての条例設置に関するご意見についてですが、品川区におきましては、歩行喫煙防止・吸い殻等のポイ捨て禁止の啓発活動を進めることで、地域美化を引き続き推進していくことを基本的な考え方としておりますので、現行の条例を改正することは今のところ考えておりません。区といたしましては、これまでどおり喫煙される方一人ひとりのマナーを向上させていくことを重視し、効果的な場所に路面シートや横断幕を増設することや、指導員による巡回およびパトロール車のマイクを使った広報啓発活動など様々な取り組みを行い、迷惑な喫煙行為防止に一層努めることといたします。

併せて、ご指摘いただきました戸越2丁目付近は、「路上喫煙禁止地区」ではないため路上における喫煙および、私有地内の灰皿設置に対し罰則を適用することはできませんが、今回のご意見をふまえ、ご指摘の事業所に対し連絡し、マナー向上への協力要請を行いました。

今後も様々な機会を通じて積極的に路上喫煙におけるマナー向上の啓発活動を行い、快適で住みよい地域社会の形成に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

(地域振興部地域活動課)